

女性に対する暴力をなくすために

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、買売春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであって、男女共同参画社会を形成していく上で克服しなくてはならない重要な課題です。

1999年12月、国連総会は11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」に制定しました。1961年のこの日、ドミニカ共和国の支配者ラファエル・トルヒジョの命令により、政治家活動家であったミラバル三姉妹が殺害されたことにちなんだものです。この日の前後には世界中でさまざまな取り組みが行われており、ここ日本でも11月12日から11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動週間」として臨時相談窓口の開設や、各種啓発活動が行われています。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年）によると、配偶者から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がら

せや恐怖を感じるような脅迫」、「生活費を渡さないなどの経済的圧迫」または「性的な行為の強要」のいずれかについて一度でも受けたことがあると答えた男性は16・6%、女性に至っては23・7%に上ります。また、警察庁「平成27年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」では、配偶者からの暴力などの相談件数のうち88%（5万5584件）が女性で、配偶者間における暴力の被害者の多くを占めています。

これらのデータは、私たちが自覚のないままに加害者となっている可能性があるという事実と、女性に対する暴力が決して他人事ではなく身近な問題として考えなくてはならないことを知らせています。皆さんもこの期間を通じて家庭・職場などで情報に触れ、女性に対する暴力をなくすことについて考える機会とされてみてはいかがでしょうか。

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

インターネットオークション

インターネットオークションは、パソコンやスマートフォンなどから気軽に売買を楽しむことができる、近年人気の取引形態です。しかし「落札した商品が届かない」、「送られてきた商品に傷があった」などの相談が後を絶たず、トラブルが多いのも事実です。

ネットオークションにおける相手の信頼性の判断は、落札者・出品者ともに、最終的に自分で行わなければなりません。相手が個人の場合、トラブルの解決は当事者同士の話し合いで行うこととなります。万が一のためにも、取引相手の確実な連絡先の把握、取引履歴やオークションサイトのトラブル情報の確認は、必ず事前にしましょう。また取引画面や取引状況、相手とのやり取りは印刷し、振込の控えなども保存しておくとういでしょう。

また、「エスクローサービス」という出品者と落札者の間に入り、お金と商品のやり取りを受け持つサービスを利用するのも、トラブル回避には有効です。

少しでも不安に思ったらご相談ください。

消費生活相談窓口

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時（予約優先）

場所 市役所1階 まちづくり推進課

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

